· 内閣提出法律案 (三件) 〇文 教 委 員 会

6 2			9	*		8	*	番	
措置に関する法律案準備及び運営のために必要な特別	長野オリンピック冬季競技大会の一		会計法の一部を改正する法律案	国立学校設置法及び国立学校特別	部を改正する法律案養護学校整備特別措置		菱濩学交整 庸诗引昔 務教育費国庫負担法	9 件 名	
"			"			衆		院訓	先
=			=			= '		月提	
= ,			七		t		日出		
(*)		三、三二		四、二、七		委員会付託	参		
_	臣, 111	可決		四、1111	可決	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =		委員会議決	議
可	E.	可決		四、二四	可決		<u>Z</u> I = -	本会議議決	院
Ξ,	1		三、二四			=; +	M	委員会付託	衆
可	D , 1111	可決		四、一五	可決	<u>=</u>	M	委員会議決	誰
ਜ਼ਾ	E . 11 E	可決		四、一六	可決	=======================================	N	本会議議決	院
								備考	

(注)※は予算関係法律案

8 国 会	7 国 会	6 国 会	番号	- 1	
律案 の補助教職員の 一部を	法の一部を改正する法律案学校教育法及び教育職員免許	さ 法 律案 の 一	件		
改正する法の確保に関す	する法律案	部を改正す	名		
外森 暢子君	(六、一五) 外 一 名 日 名	外 一 和 本 正 和 君	(月日)	提出者	
			付 予 月 備 日 送		
			提索出へ		
*, 10	∴. 10	⊀′.110	委員会付託	参	
未	未	未	委員会議決	議	
了	了	了	本会議議決	院	
			委員会付託	衆	
			委員会議決	議	
			本会議議決	院	
			備		
			:	考	

部を改正する法律案(閣法第八号)義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

二、この法律は平成四年四月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会に

おける審査の経過と結果を御報告申し上げます。

の対象外としようとするものであります。
五年度九分の一と段階的に引き下げた後、平成六年度に国庫負担の一とされている国庫負担の割合を、平成四年度九分の二、平成かんがみ、かつ、最近における財政状況等を踏まえて、現在三分追加費用及び退職年金・退職一時金について、その経費の性質に追加費用及び退職年金・退職一時金について、その経費の性質に本法律案は、義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、共済費

職員等義務教育費国庫負担制度の堅持、地方公共団体における旅委員会におきましては、教育予算の拡充、事務職員・学校栄養

まぶ銭录ことって印冬田頂いこいに昇じます。費・教材費の確保策等について質疑が行われましたが、その詳細

| 質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し|は会議録によって御承知願いたいと存じます。

案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしまして高崎委員より反対の討論が行われ、続いて採決の結果、本法律

|行いました。 | なお、義務教育費国庫負担制度の堅持など三項目の附帯決議を

以上、御報告申し上げます。

律案(閣法第九号)国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

教育学部を改組して国際文化学部及び発達科学部をそれぞれ本一学の教養部を改組して総合人間学部を、神戸大学の教養部及びお茶の水女子大学の家政学部を改組して生活科学部を、京都大一、各大学における大学改革と教育研究体制整備の一環として、

…。年十月一日に設置し、平成五年四月から学生を受け入れるこ

ځ

し、それぞれ当該大学の経済学部に統合すること。は、平成五年度から学生募集を停止し、平成六年度限りで廃止一、埼玉大学及び和歌山大学に併設されている経済短期大学部

ンターを本年七月一日に設置すること。の改善に資するための業務を行う機関として、国立学校財務セ国立学校財産の有効活用に関する諸業務など、国立学校の財務三、国立学校における教育研究環境の整備充実を図る観点から、

年七月一日に設置すること。
入等を財源として、国立学校特別会計に特別施設整備資金を本備事業を円滑に実施するため、国立学校の移転後の跡地処分収四、国立学校の老朽化等施設を緊急に解消するための特別施設整一

の借入金制度を、本年七月一日に創設すること。五、国立学校の特別施設整備事業に要する施設費を支弁するため

ら施設費に拡大すること。 入金について、本年七月一日に借入対象事業を用地の取得費かハ、人口の過度集中対策に資する国立学校の移転整備のための借

委員長報生

おける審査の経過と結果を御報告申し上げます。ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会に

本法律案は、お茶の水女子大学に生活科学部を、京都大学に総本法律案は、お茶の水女子大学に生活科学部を、京都大学に総がかとするものであります。

って御承知願いたいと存じます。 等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によき事柄、教育・研究環境の充実、個性教育及び一般教育の重要性務センターの運営のあり方、特定学校財産処分に際して配慮すべ 委員会におきましては、文教予算の拡充の必要性、国立学校財

ますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、鳩山文部大臣する修正案が提出されました。本修正案は予算を伴うものであり業の財源として一般会計からの繰入金をも充てること等を内容と財務センター設置に関する規定を削除すること、特別施設整備事質疑終局の後、日本共産党を代表して高崎委員より、国立学校

より、政府としては反対である旨の発言がありました。

と決定いたしました。て否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものの討論が行われた後、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもっかいで討論に入り、高崎委員より、修正案に賛成、原案に反対

なお、本法律案に対し五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

な特別措置に関する法律案(閣法第六二号)長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要

定めるものであり、その内容は次のとおりである。大会の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について本法律案は、平成十年に開催される長野オリンピック冬季競技

の発行ができるものとする。
技大会の準備費及び運営費に充てるため、寄附金付郵便棄書等「組織委員会」という。)が調達する長野オリンピック冬季競ー、財団法人長野オリンピック冬季競技大会組織委員会(以下

した場合の退職手当の算定に際しては、組織委員会での在職期一、国家公務員が組織委員会に派遣された後、国家公務員に復帰

四、この法律は、公布の日から施行する。四、この法律は、公布の日から施行する職員とみなす。当派遣前に所属していた共済組合の組合員であるものとする。当派遣前に所属していた共済組合の組合員であるものとする。共済年金等の長期給付に関する規定の適用に当たっては、国家世が国家公務員の在職期間に通算する措置を講ずるとともに、

委員長服告

| おける、審査の経過と結果を御報告申し上げます。| ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会に

要性、オリンピック選手の養成のあり方、国立スポーツ科学セン方、大会競技施設整備についての国の助成の強化と自然保護の必養員会におきましては、オリンピックの理念と長野大会のあり

_							
		以上、御報告申し上げます。	なお、四項目の附帯決議を行いました。	どおり可決すべきものと決定いたしました。	質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案	細は会議録によって御承知願いたいと存じます。	ターの設置とその内容等について質疑が行われましたが、その詳
	<u> </u>		<u>.</u>				
1							